

令和3年11月10日

市民文化スポーツ局

自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供方法について

1 自衛官等募集事務

自衛官等募集事務は、自衛隊法第97条第1項において市町村の法定受託事務と定められており、募集事務のうち広報宣伝等を市町村が行うものとされている。さらに、自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されている。

2 これまでの本市の対応

自衛隊では、毎年、募集対象者に対して募集案内を郵送している。この際に必要な対象者情報について、これまで本市では、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、自衛隊員による住民基本台帳の閲覧という対応を行ってきた。

<参考>令和3年度実績：4, 176件（当該年度に18歳となる男子）

3 各自治体の対応状況

毎年、防衛大臣から紙媒体等による募集対象者情報の提供依頼がなされているが、本市のように住民基本台帳法に基づき閲覧対応している自治体がある一方で、自衛隊法施行令に基づき紙媒体等の提供を行っている自治体があるなど、各自治体によって取扱いが異なっている。

4 国の対応

・令和2年の国への提案募集

複数の自治体が、自衛官等の募集関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの明確化を求める。

・令和2年12月、閣議決定

その対応について、明確化し、地方公共団体へ通知する旨の決定。

・令和3年2月、防衛省及び総務省より通知

- (1) 自衛官等の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日、および性別）に関する資料の提出は、自衛隊法施行令第120条に基づき、防衛大臣が市区町村長に対して求めることができること。
- (2) 募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないこと。

<参考>各政令指定都市の状況

令和2年度 閲覧対応：11自治体 紙媒体等の提供：9自治体
令和3年度 閲覧対応：6自治体 紙媒体等の提供：14自治体

5 今後の対応

令和4年度から紙媒体（宛名シール）での提供を行う。

6 提供する内容

当該年度に18歳となる男子の住民基本台帳の一部の写し（氏名・住所）

7 提供する時期

令和4年6月（予定）

8 本市個人情報保護条例との関係

個人情報保護条例第12条第1項において「法令に基づく場合」には、個人情報の提供が可能であるため、今回の自衛隊への提供は、個人情報保護条例には抵触しないものとする。

9 情報提供に伴う対応

(1) 除外申請の受付

提供を望まない募集対象者に対して除外申請の受付を行うとともに、除外申請について市政だより・市ホームページ・SNS等を活用し、市民への周知を図る。

(2) 覚書の締結

募集対象者情報の目的外利用の禁止や利用後の確実な廃棄等について自衛隊福岡地方協力本部と覚書を締結し、より適正な管理を行う。